

有人国境離島政策の推進について

～令和5年度行政事業レビュー・公開プロセス～

内閣府総合海洋政策推進事務局
有人国境離島政策推進室

有人国境離島法（平成28年、議員立法）制定と交付金創設等の背景・意義

我が国は、広大な領海、排他的経済水域（EEZ）等を有し、海洋資源の開発や利用等による国益の確保、海洋の安全保障が重要。

我が国の領域保全のためには、**領海等の根拠となる基線（領海基線）を有する国境離島の安定的な保全・管理が重要。**

特に、国民が居住する有人国境離島の継続的な居住が重要

有人国境離島地域は、海洋における各種調査、領海警備、低潮線保全区域の管理等の領海の保全等に関する活動の拠点として重要な機能を有しており、**もし無人化すれば、これらの機能が失われ、我が国の主権的権利の発現に支障。**

平成28年、議員立法により有人国境離島法が制定

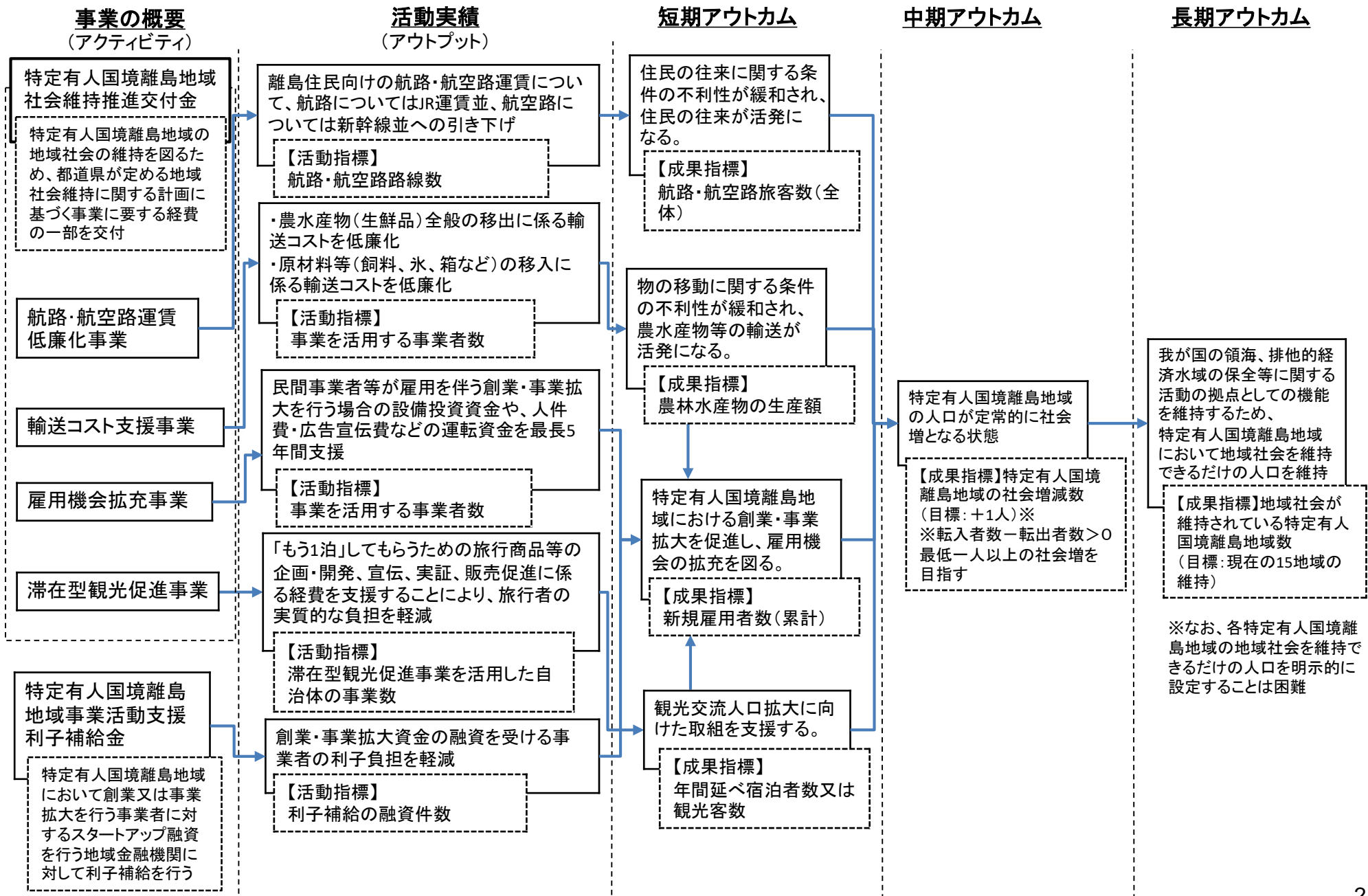
◎ 特定有人国境離島の交付金（内閣府所管：50億円）の創設

- 沖縄、奄美、小笠原以外の離島については、離島振興法（昭和28年制定）等に基づくインフラ整備・産業振興などの各種の振興策等が、既に各府省等により講じられてきた。
- しかし、本土より遠隔の地に位置する「特定有人国境離島地域」については、なお人口減少が著しく、このままでは無人化のおそれがあることから、離島振興法等の施策に追加する形で、有人国境離島法により国境離島地域ならではの特性に応じた施策を推進することとした。
- その中心的施策として、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を内閣府に計上、各都道府県・市町村において交付金事業を推進することとした。



**特定有人国境離島地域が
有人であり続けるため、
その地域社会を継続的に維持**

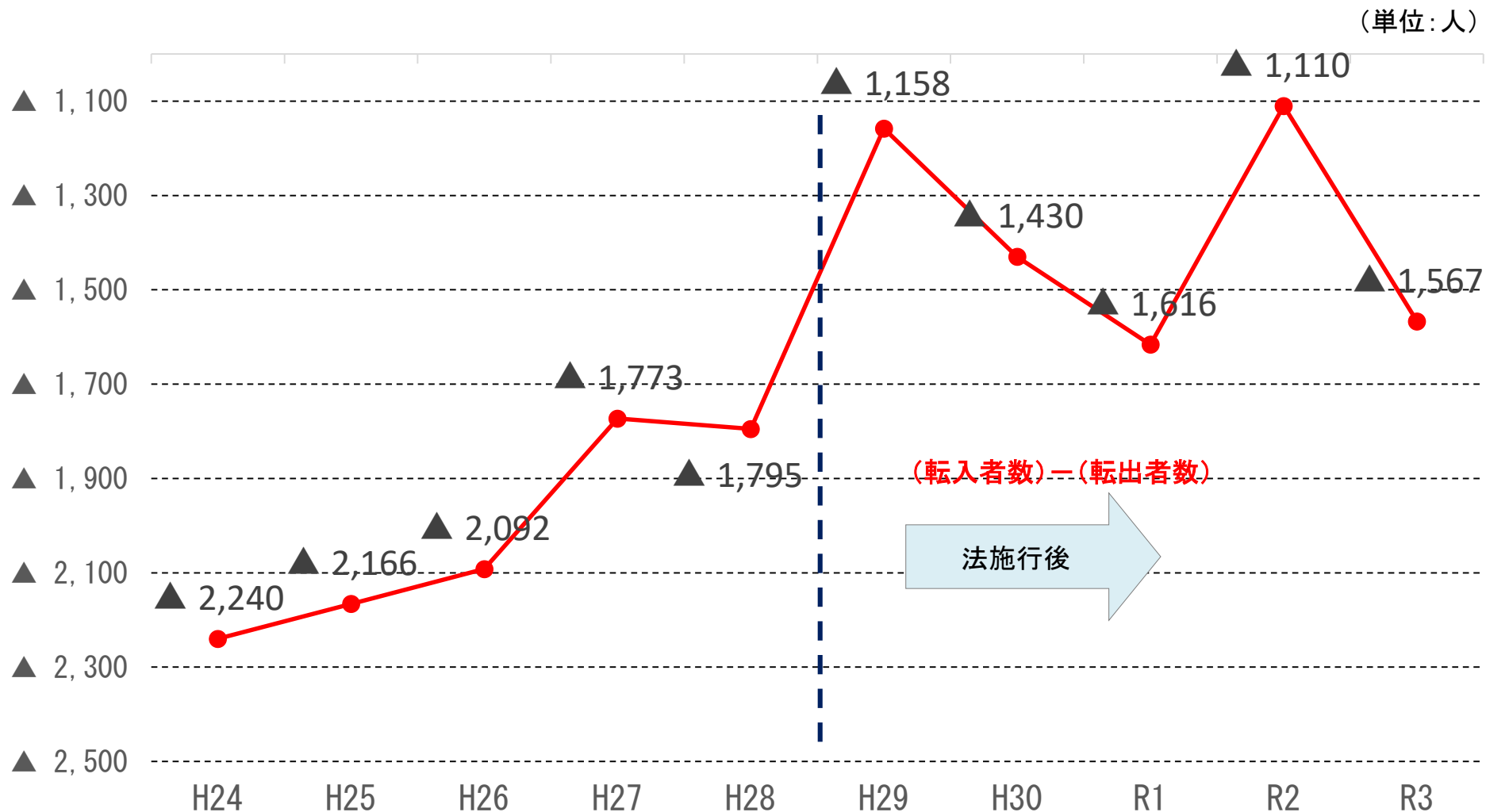
行政事業レビューシートにおけるアウトプットとアウトカムの概要



※なお、各特定有人国境離島地域の地域社会を維持できるだけの人口を明示的に設定することは困難

特定有人国境離島地域における転出入の動向

平成29年4月の法施行後、特定有人国境離島地域における転出入状況はゆるやかに改善傾向にある



有人国境離島法施行
H29.4

(出典)総務省統計局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査」日本人住民人口より
※一部離島(一部が離島である市町村)を除いたデータにより比較

都道府県の計画について

特定有人国境離島地域を有する都道府県は、それぞれの地域の実情に応じ、地域社会の維持に関する具体的な施策・目標を都道府県計画に記載。

また、交付金を受ける事業の実施にあたっては、各年度において、交付金事業計画を作成し国に申請。

国の基本方針

平成29年4月7日内閣総理大臣決定

都道府県計画に記載すべき内容など留意事項の提示

都道府県計画

国の基本目標を踏まえ、目指すべき中長期展望を設定した上で計画期間(5年及び10年)における基本目標を定める

各都道府県において、H29～R3の5年間の成果を踏まえ、令和4年度に計画の改定又は後期計画を策定。

具体的な施策のほか、重要業績評価指標(KPI)を設定

○重要業績評価指標及び成果目標

- ①人口流出抑制・人口流入施策の効果に関する指標(住民人口の転入・転出数等)
- ②農林水産品等の生産・販路拡大施策の効果に関する指標(農林水産物の出荷(輸送)量、販売額等)
- ③農林水産業の担い手確保施策の効果に関する指標(新規就業者数、就業人口等)
- ④創業・事業拡大促進施策の効果に関する指標(開業件数、開業率、設備投資額、新規雇用数等)
- ⑤滞在型観光促進施策の効果に関する指標(延宿泊者数、入込客数、旅行者の滞在時間、宿泊滞在日数、消費金額、訪日外国人旅行者数及び延べ宿泊者数等)
- ⑥人の往来、交流拡大施策の効果に関する指標(航路輸送旅客数、航空輸送旅客利用者数等)

交付金事業計画

各年度

年度終了後、事業の実績報告及び重要業績評価指標(KPI)の状況を内閣府に報告

レビューシート(点検結果及び改善の方向性)抜粋

【点検結果】

我が国の領海等の保全を図る観点から、平成28年に議員立法により制定された有人国境離島法に基づき、平成29年度に創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」をはじめとする特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策を推進しているところ。

交付金による事業の実施状況に関しては、雇用機会拡充事業を活用した新規雇用者数の累計は令和3年度までに1,704人となるなど、着実に実績を積み上げてきている。航路・航空路旅客数、農水産物の出荷額、観光客数等の推移については、コロナ感染症等の社会状況の影響が大きいと考えられるが、今後は回復が期待される。

また、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」（平成29年4月7日内閣総理大臣決定）において基本目標に掲げられた地域人口の社会増減（中期アウトカム）については、依然として減少が続いているものの、有人国境離島法施行以前（例えば平成28年の▲1,795人）と比較すると、法施行後の5年間（平成29年～令和3年）平均では▲1,376人と、ゆるやかに改善傾向にあるものと考えられる。

以上のことから、有人国境離島法に基づく施策については、制度創設以降、一定の効果を上げてきていると考える。

一方、我が国の海洋に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進のため、第4期海洋基本計画が令和5年4月28日に閣議決定されたところである。同計画では、我が国周辺海域をめぐる情勢への対応などの喫緊の課題を踏まえ、我が国の領海等における国益の確保のため、国境離島の保全・管理に引き続き取り組むこととしている。その一環として、有人国境離島法に基づく施策を引き続き強力に推進していく必要がある。

このため、事業内容・効果について精査を行いつつ、引き続き「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」等の施策を推進していく必要がある。

【改善の方向性】

事業の執行状況の把握・評価や事例の整理等を踏まえつつ、社会増減等のアウトカム指標の検証・分析を行い、より効率的・効果的な制度運用に努める。なお、交付金の運用においては、都道府県が都道府県計画にKPIを設定し、その達成状況等を評価しつつ各年度の交付金事業計画を立案しているところであり、都道府県の役割が重要であることから、内閣府と都道府県との連絡を強化し、緊密に連携を図りながら事業を推進していく。

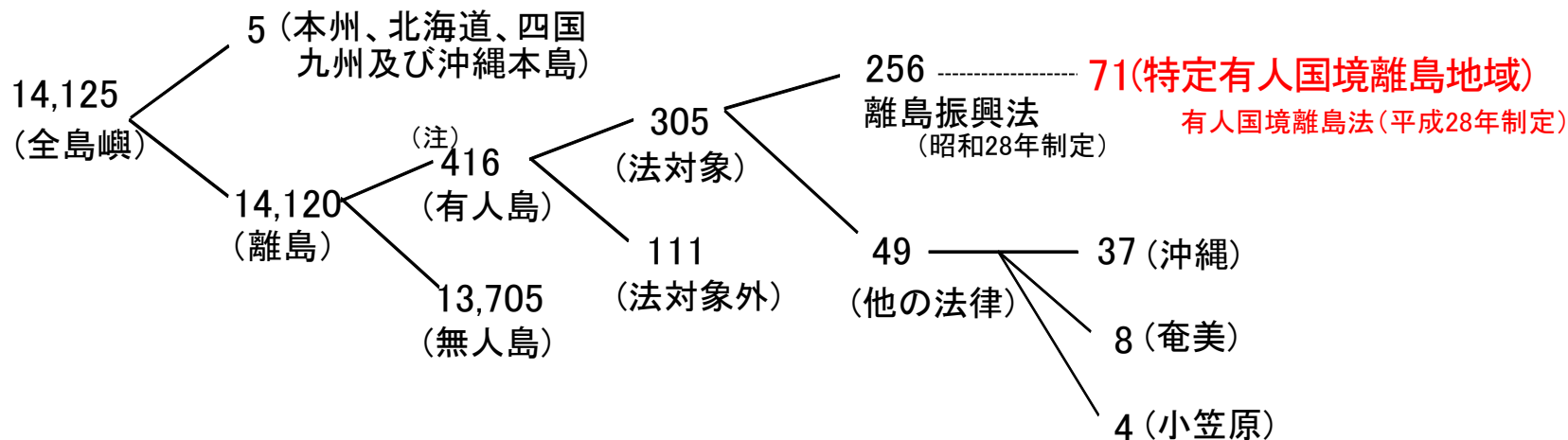
有人国境離島政策の推進について

(参考資料)

日本の島嶼の構成(令和5年2月28日現在)

- 我が国は14,125の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く14,120島が離島。
このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は256島。
そのうち、**有人国境離島法による特定有人国境離島地域に含まれる離島は71島。**

【日本の島嶼構成】



(注) 令和2年国勢調査結果に基づく有人離島の数を都道県に聞き取り。内水面離島である沖島(滋賀県)を含む。

(出典) 国土地理院調べ

○他の法律

- ・奄美群島振興開発特措法(昭和29年制定)
- ・沖縄振興特措法(平成14年制定)
(旧法昭和46年制定、平成14年執行)
- ・小笠原諸島振興開発特措法(昭和44年制定)

※全島嶼数は、国土地理院調べにより14,125島(令和5年2月28日公表)となり、これまで我が国の島の数として広く用いられてきた6,852島(海上保安庁、昭和62年公表)から増加している。

(国土交通省作成資料より)

有人国境離島法(平成28年4月法律第33号(議員立法))の概要

目的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とする。

定義

有人国境離島地域

- 1 自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域
- 2 1のほか、領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するもの地域

特定有人国境離島地域

有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの(15地域(8都道県29市町村71島)の具体名が別表に明記)

国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

基本方針・計画

- 内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画を定めるよう努めるものとする。

有人国境離島地域に係る施策

<保全>

- 一 国は、国の行政機関の施設の設置に努める。
- 二 国は、土地の買取り等に努める。
- 三 国及び地方公共団体は、港湾等の整備に努める。
- 四 国及び地方公共団体は、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止に努める。
- 五 国及び地方公共団体は、広域の見地からの連携が図られるよう配慮する。

<その他>

- 啓発活動

特定有人国境離島地域に係る施策

保全に関する施策に加え、国及び地方公共団体は、以下に掲げる事項について適切な配慮をする。

<地域社会の維持>

- 一 国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化(特別の配慮)
 - 二 国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化(特別の配慮)
 - 三 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減
 - 四 雇用機会の拡充等
 - 五 安定的な漁業経営の確保等
- ※ 必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

その他(施行期日等)

- ・この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。また、平成39年(令和9年)3月31日限り、その効力を失う。
- ・内閣府設置法の一部改正(本法案に係る事務の所管)等

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の概要②

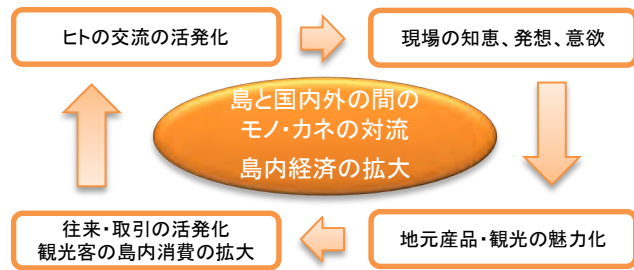
Ⅲ 特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持

地域社会の維持の方向

2027年に向け、「**特定有人国境離島地域における人口の社会増**」を基本目標として、これを実現するため、**ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会**を目指す。

○「交流・対流・循環」を生み出すための施策の方向性

- ①人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和
- ②交流促進のためのきっかけづくり
- ③島の魅力の再発見と島での人づくりの推進



○国、地方公共団体の役割

- 市町村** 官民一体で取り組みを実践
- 都道県** 市町村を支援、地域商社等の実践
- 国** 財政的支援、地域間連携の促進

○離島振興関連施策との整合性の確保、地方創生関連施策との一体的推進

地域社会の維持に関する施策の基本的な事項

- 1 航路・航空路運賃の低廉化
 - ・住民運賃の低廉化
- 2 物資の費用の負担の軽減
 - ・ガソリン流通コストへの支援を継続
 - ・農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化
- 3 雇用機会の拡充

○農林水産業の再生

目標：農林水産物の生産額について現在の水準を維持

- ・輸送コスト低廉化、地域商社設立による、農水産品等のブランド化、販路拡大
- ・冷凍・乾燥・活魚輸送等による付加価値向上
- ・新規就業者対策など担い手確保・育成対策



五島うどん
(五島列島)

利尻昆布
(利尻・礼文)

○創業・事業拡大等の促進

目標：開業率を全国並みへ引き上げ

- ・民間事業者等の創業・事業拡大の支援
- ・漁業集落が進める雇用創出(漁業又は海業)に係る取組を支援
- ・人材活用策など地域ぐるみでの戦略づくりと戦略推進
- ・職業訓練機会の確保



海藻加工の作業風景
(隠岐諸島)

○滞在型観光の促進

目標：年間延宿泊者数を90万人泊増やす

- ・「もう一泊」したいと旅行者に思わせる、島ならではの食や体験など着地型観光の充実、旅行商品等の企画、販売促進
- ・外国人旅行者への情報発信、受け入れ体制の整備
- ・日本版DMOの設立・運営



御岳からの風景
(吐噶喇列島)

4 安定的な漁業経営の確保

- ・漁業者等が行う外国漁船の調査・監視、安心して活動できる海域の確保等の取組への支援

都道府県計画の策定及び推進

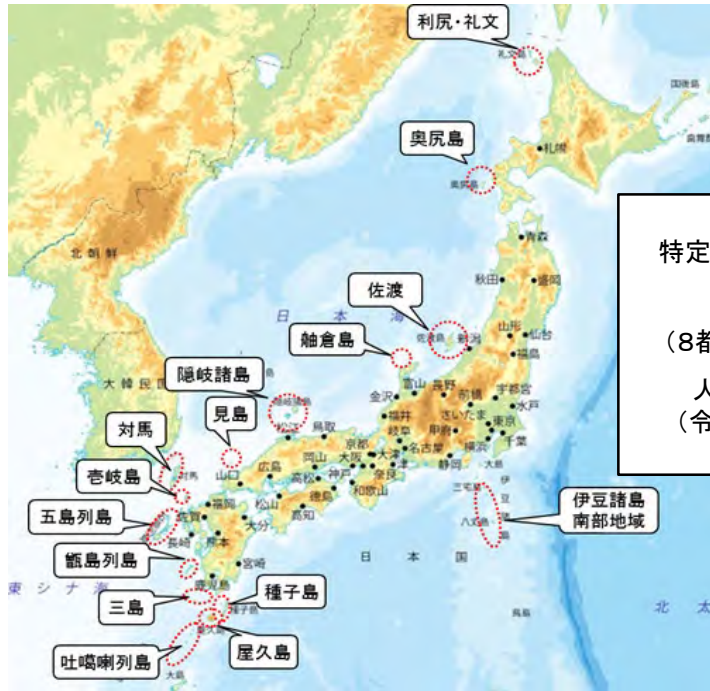
- ・重要業績評価指標(KPI)及び数値に基づく成果目標を定め、PDCAサイクルを実施

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和5年度当初予算額 **50億円**（令和4年度予算額 50億円）

事業概要・目的

- 平成28年4月に制定された有人国境離島法に基づく施策を推進するため、平成29年度より、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための**交付金制度**を運用。



事業イメージ・具体例

①運賃低廉化

- 離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路についてはJR運賃並、航空路については新幹線運賃並への引き下げ

交付率 5.5/10

②物資の費用負担の軽減

- 農水産物(生鮮品)全般の移出に係る輸送コストを低廉化
- 原材料等(飼料、氷、箱など)の移入に係る輸送コストを低廉化

交付率 6/10

③雇用機会の拡充

- 民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援(最長5年間)

交付率 5/10

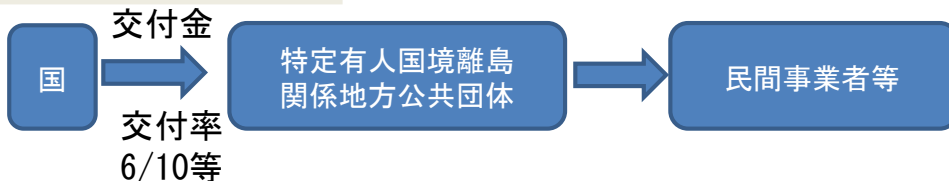
④滞在型観光の促進

- 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減

交付率 5.5/10

- 離島の民間事業者と本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーの企画・開発、募集に係る経費を支援 交付率 5.5/10

資金の流れ



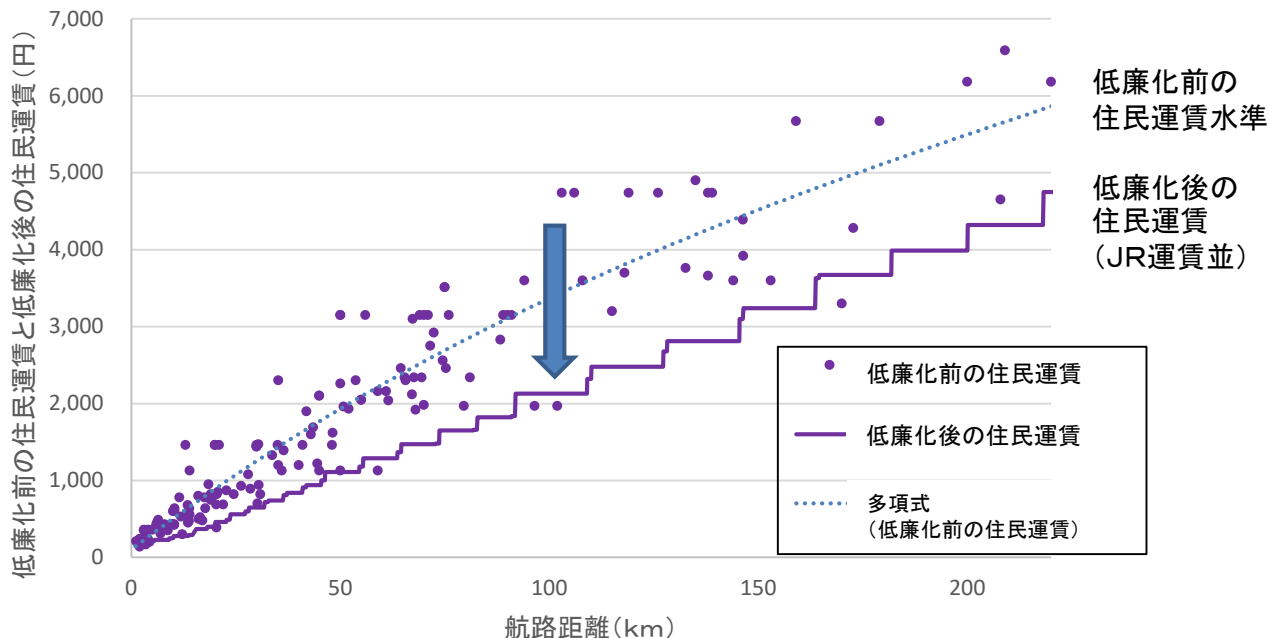
主な成果

- 特定有人国境離島地域において、
- ・人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
 - ・新規雇用者数が増加（令和3年度末までに1,704人の雇用を創出）
 - ・観光客等交流人口が拡大（各地域の観光関連指標が改善）

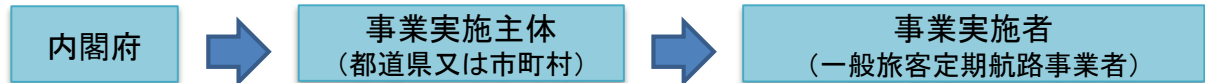
特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航路運賃をJR運賃並みまで低廉化する経費の一部を支援。**

フェリー運賃は**平均38%**、高速船の運賃は**平均45%**、ジェットフォイルの運賃は**平均41%**引き下げ（数字は主要な航路における普通運賃からの割引率の単純平均）

航路の運賃低廉化イメージ



【交付金の流れ】



交付率55/100
特別交付税措置

※低廉化後の住民運賃の水準は、事業実施主体が決定（必要に応じて地方公共団体や事業者等で構成する協議会にて協議）

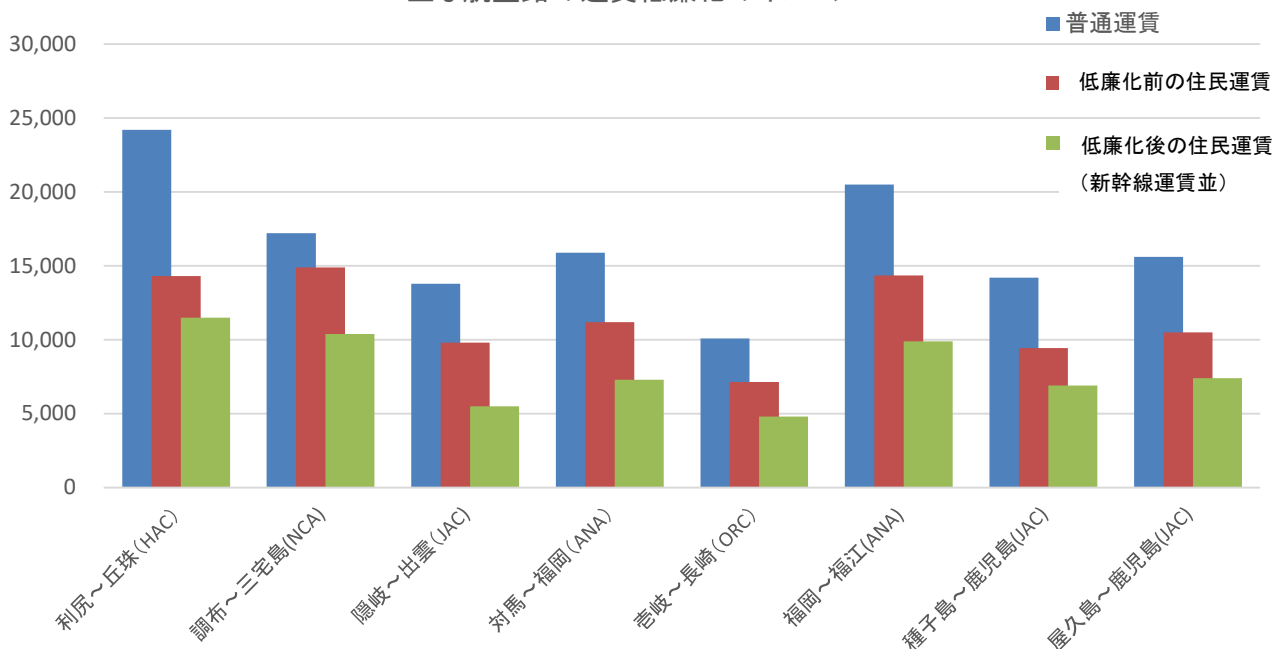
事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体（都道府県又は市町村）
- (2) 事業実施者
国内一般旅客定期航路事業者
- (3) 低廉化の対象者
 - ① 特定有人国境離島に居住する者
 - ② これに準ずると市町村長が認める者
※ 離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、低廉化後の住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
 - フェリー：JR在来線並
 - 高速船：JR特急自由席並
 - ジェットフォイル：JR特急指定席並
 - ※ 交付金による低廉化後の住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
普通運賃又は低廉化前の住民運賃のいずれか低い額からの引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

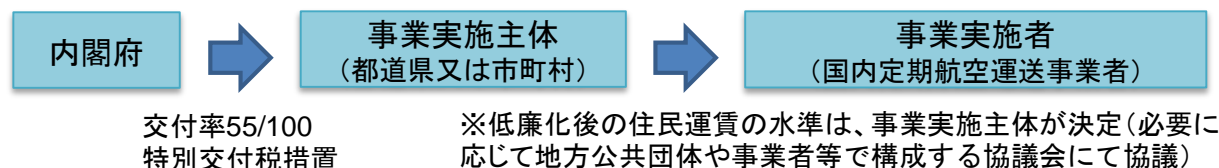
特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、**住民の航空路運賃を新幹線運賃並み**まで低廉化する経費の一部を支援。

航空路運賃は**平均34%**引き下げ (数字は低廉化前の住民運賃からの割引率の単純平均)

主な航空路の運賃低廉化のイメージ



【交付金の流れ】



事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体(都道府県又は市町村)
- (2) 事業実施者
国内定期航空運送事業者(日常拠点性を有する同一都道府県離島定期航路路線及びこれに準ずる路線)
- (3) 低廉化の対象者
 - ① 特定有人国境離島に居住する者
 - ② これに準ずると市町村長が認める者
※離島での移住・定住や継続的来訪を検討する者等を市町村長が「準住民」と認定し、低廉化後の住民運賃まで引き下げることが可能
- (4) 引下げ下限運賃
新幹線運賃並(39円/km)
※交付金による低廉化後の住民運賃の水準は、事業実施主体において決定
- (5) 交付対象経費
普通運賃の26%割引額又は低廉化前の住民運賃のいずれか低い額からの引下げ経費
- (6) 負担割合
国 5.5/10 地方公共団体 4.5/10

特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、**農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用**を支援。

海上・航空輸送コストは最大で**8割軽減**

農協、漁協等の**出荷団体からの出荷の輸送費**のほか、本土の卸、商社、製造メーカー等からの**直接仕入れに係る輸送費**も支援可能とし、**新たな販路拡大**を促進

地域社会維持推進交付金
(**農水産品23品目** (加工されていないもの全般)の移出)

上記品目の原材料等の移入
(それぞれ1品目まで)

※離島活性化交付金
(**戦略産品5品目**の移出)

戦略産品の原材料等の移入
(それぞれ1品目まで)

※一般離島において交付率 国1/3に
対して特定有人国境離島地域では
交付率 国6/10が適用

(移出対象品目)

農水産品(生鮮品全般)

大麦、小麦、その他の麦、米、とうもろこし、豆類、雑穀、いも類、野菜類、果物類、綿花、麻、油脂用作物、工芸作物(砂糖きび等)、花卉・種子、羊毛、鳥獣肉、鳥獣類、未加工乳、鳥卵、動物性粗繊維・原皮・原毛皮、その他畜産品、魚介類(生鮮、冷凍もの)

林産品、鉱産品、工業品(例:製造食品、飲料、水、産業機械など)、農産加工品(なわ、むしろ等)、魚介類(塩蔵、乾燥もの)、その他の水産品(海藻類、のり加工品等)

【交付金の流れ】

内閣府



事業実施主体
(都道府県又は市町村)



事業実施者
(民間団体等)

交付率最大6/10
特別交付税措置

交付率最大8/10
(国6/10,地方2/10)

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体(都道府県又は市町村)
- (2) 事業実施者
民間団体等(農業協同組合、漁業協同組合、地域商社等の出荷団体、本土の仕入れ業者等)
- (3) 対象品目
 - ①本土に出荷する農水産物最大23品目(加工されていないもの全般)の**移出**
 - ②移出する1品目に対する原材料等1品目の**移入**(飼料、氷、箱等)

※①以外の品目についても、戦略産品として離島活性化交付金(国土交通省)により5品目まで輸送費の支援が可能
- (4) 対象経費
海上輸送又は航空輸送に係る経費(荷捌き経費、往路又は復路の空荷輸送経費を含む)
- (5) 負担割合
国6/10、地方公共団体2/10、事業者2/10



特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援。

創業支援（事業費600万円まで）

- 特定有人国境離島地域住民による創業資金（設備資金、運転資金）の支援
- UIJターン移住者や地域おこし協力隊卒業者の創業資金を支援し、定住・定着を促進
- やる気がある若い人を後継者として事業を引き継ぐ場合（事業承継）の設備や施設の改修費等を支援し、廃業に歯止め



廃校を活用した酒蔵などの生産加工施設や、古民家を改修して地元食材を使った料理を提供するカフェなどをオープン



旅行者に貸し出す自転車や釣り具、マリレジャーなどの道具を整備し、レンタルショップをオープン

事業拡大支援（事業費最大1600万円まで）

- 新しく人を雇って生産能力の拡大やサービスの付加価値向上を行う事業者の設備投資資金や運転資金の支援
- 地元製品の販路拡大等のために地域外に設立した地域商社に産品を納品する地元加工工場等の生産力拡大のための設備投資資金の支援（地域内での雇用増が必要）
- 島内の事業所がUIJターン者や地域おこし協力隊卒業者を新たに雇用して事業拡大を行う場合の雇い入れを支援し、定住・定着を促進

事業の概要

- (1) 事業実施主体
地方公共団体（都道府県又は市町村）
- (2) 事業実施者
 - ① 特定有人国境離島地域内に事業所を有する事業者又は事業所を設置しようとする事業者
 - ② 特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として事業を実施する者
- (3) 対象経費
 - ① 設備費、改修費又はこれらに係る減価償却費（設備投資資金）
 - ② 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、研究開発費、島外からの事務所移転促進費、従業員の教育訓練経費、感染防止対策費（運転資金）※最長5年間まで
- (4) 事業費上限
創業支援：事業費600万円
事業拡大：事業費1600万円
※設備投資を伴わない事業拡大：事業費1200万円
- (5) 負担割合
国 1/2、地方公共団体 1/4、事業者 1/4

この他、利子補給制度により事業資金の融資に係る利子について補給

【交付金の流れ】

交付率最大1/2
特別交付税措置

交付率最大3/4

内閣府



事業実施主体
（都道府県又は市町村）

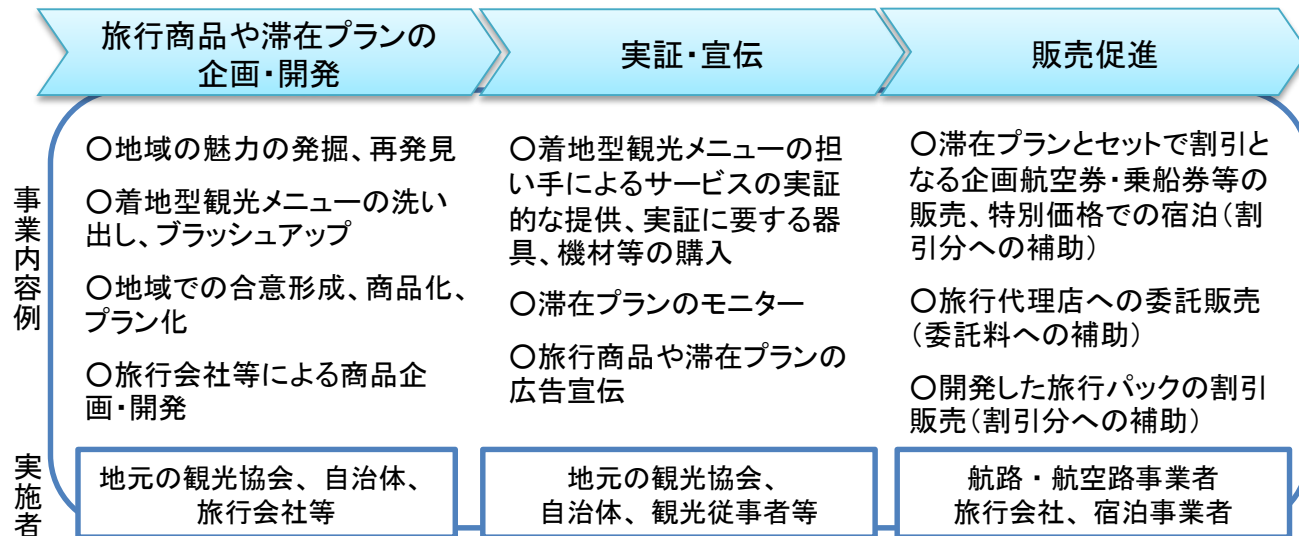


事業実施者
（民間団体等）

滞在型観光促進事業（④関連）

特定有人国境離島地域にて「もう一泊」※したいと旅行者に思わせるような島での食や体験といった地域の魅力の旅行商品化や、観光サービスの担い手の育成などの取組を支援。（※「日帰り」から「一泊」へ、「一泊」から「二泊」へ、など「もう一泊」の工夫）

地元における魅力的な現地観光サービス・人づくりの促進と大手旅行会社等による新しい旅行商品化を促進



事業の概要

(1) 事業実施主体

地方公共団体（都道府県又は市町村）

(2) 事業実施者

- ① 地方公共団体（都道府県又は市町村）
- ② 地方公共団体、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等
- ③ 観光協会、旅行会社、運送・宿泊サービス事業者その他滞在型観光を担う民間事業者等

(3) 対象経費

- ① 旅行商品、企画乗船券・企画航空券又は滞在プランの企画・開発・宣伝費
- ② 旅行商品に組み入れる観光サービスの提供のための実証経費
- ③ 企画、開発した旅行商品等の販売を促進するための経費（割引分）

(4) 負担割合

国 5.5/10、地方公共団体 4.5/10

【交付金の流れ】

交付率最大5.5/10
特別交付税措置

内閣府

事業実施主体
(都道府県又は市町村)

対象経費を補助

事業実施者（協議会形式も可）

- ・旅行会社
- ・観光協会
- ・運送・宿泊サービス事業者
- ・地元の観光従事者等



採れたての魚介類を使った漁師めしを提供、ネイチャーガイドによる島めぐり・トレッキング等を含む滞在プランを企画。参加者から評価を収集し、プランをブラッシュアップ



マリンアクティビティや星空ツアー等の体験型のツアーを企画。雑誌等で情報発信し、ツアーの販売を旅行業者に委託又はツアーとセットの企画航空券として割安で販売

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

5年度当初予算額 0.15億円（4年度予算額 0.15億円）

事業概要・目的

- 特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して、利子補給を行う。

課題

- ・特定有人国境離島地域では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。
- ・本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。

対策

- ・地域の金融機関を介した創業・事業拡大資金の融資を受ける事業者の利子負担を軽減

事業イメージ・具体例

○対象となる融資の例

- ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- ・離島での新たな事業所の立ち上げに対する設備資金。
- ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。

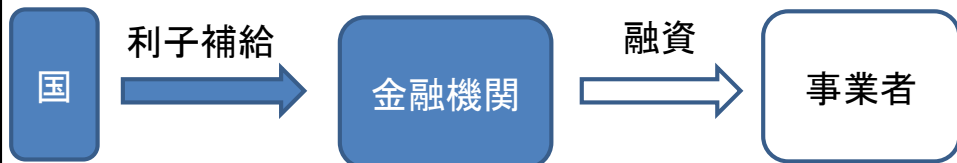


水産加工場の整備・改修・増設



老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ



期待される効果

- 特定有人国境離島地域の新規雇用者数が増加する。
- 特定有人国境離島地域の産業活性化につながる。

市町村別の転入超過数

(単位:人)

集計期間		H29	H30	R1	R2	R3	(参考) R2年国勢調査人口
		H29.1.1~H29.12.31	H30.1.1~H30.12.31	H31.1.1~R1.12.31	R2.1.1~R2.12.31	R3.1.1~R3.12.31	
北海道	礼文町	▲ 18	▲ 46	▲ 33	▲ 28	▲ 33	2,509
	利尻町	▲ 20	▲ 43	▲ 25	▲ 10	▲ 9	2,004
	利尻富士町	▲ 36	▲ 50	▲ 25	▲ 4	▲ 21	2,458
	奥尻町	▲ 30	▲ 51	▲ 44	▲ 46	▲ 29	2,410
東京都	三宅村	▲ 20	▲ 21	▲ 18	▲ 11	8	2,273
	御蔵島村	12	▲ 8	1	▲ 7	▲ 9	323
	八丈町	▲ 59	▲ 44	▲ 47	▲ 3	▲ 11	7,042
	青ヶ島村	6	▲ 7	8	▲ 2	6	169
新潟県	佐渡市	▲ 129	▲ 242	▲ 274	▲ 230	▲ 255	51,492
石川県	輪島市	▲ 113	▲ 193	▲ 280	▲ 338	▲ 259	24,608
島根県	隠岐の島町	▲ 31	▲ 54	▲ 105	▲ 8	13	13,433
	海士町	4	9	▲ 8	0	37	2,267
	西ノ島町	0	9	▲ 14	▲ 10	▲ 15	2,788
	知夫村	10	27	5	6	▲ 16	634
山口県	萩市	▲ 401	▲ 395	▲ 444	▲ 223	▲ 161	44,626
長崎県	対馬市	▲ 193	▲ 197	▲ 370	▲ 352	▲ 347	28,502
	壱岐市	▲ 120	▲ 137	▲ 99	▲ 150	▲ 176	24,948
	佐世保市	▲ 1,008	▲ 825	▲ 1,492	▲ 1,660	▲ 1,481	92,403
	小値賀町	▲ 15	▲ 15	▲ 25	13	0	2,288
	新上五島町	▲ 169	▲ 162	▲ 233	▲ 80	▲ 166	17,503
	五島市	▲ 140	▲ 179	12	37	▲ 247	34,391
	西海市	▲ 200	▲ 196	▲ 271	▲ 159	▲ 246	26,275
鹿児島県	薩摩川内市	▲ 355	▲ 302	▲ 440	▲ 347	66	92,403
	西之表市	▲ 55	▲ 57	▲ 80	▲ 71	▲ 61	14,708
	中種子町	▲ 83	▲ 12	▲ 35	▲ 83	▲ 61	7,539
	南種子町	49	▲ 1	▲ 29	▲ 23	▲ 68	5,445
	屋久島町	▲ 113	▲ 117	▲ 163	▲ 67	▲ 105	11,858
	三島村	12	▲ 12	▲ 9	15	▲ 1	405
	十島村	▲ 20	▲ 20	▲ 6	4	▲ 1	740
合計		▲ 3,235	▲ 3,341	▲ 4,543	▲ 3,837	▲ 3,648	518,444
一部離島(※)除く		▲ 1,158	▲ 1,430	▲ 1,616	▲ 1,110	▲ 1,567	238,129

(出典)総務省報道発表資料「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」日本人住民人口より

※一部離島・・・市町村単位で集計しているため、その一部に離島を含む市町村については離島部分の抽出が困難。

隠岐の島町の令和3年住民基本台帳の転入・転出の状況

転入	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	466	34	17	6	47	54	77	57	28	15	35	37	28	9	14	1	1	3	2	1
	100.0%	7.3%	3.6%	1.3%	10.1%	11.6%	16.5%	12.2%	6.0%	3.2%	7.5%	7.9%	6.0%	1.9%	3.0%	0.2%	0.2%	0.6%	0.4%	0.2%
男	282	20	7	4	37	28	36	29	21	11	23	29	20	7	7	1	0	1	1	0
	100.0%	7.1%	2.5%	1.4%	13.1%	9.9%	12.8%	10.3%	7.4%	3.9%	8.2%	10.3%	7.1%	2.5%	2.5%	0.4%	0.0%	0.4%	0.4%	0.0%
女	184	14	10	2	10	26	41	28	7	4	12	8	8	2	7	0	1	2	1	1
	100.0%	7.6%	5.4%	1.1%	5.4%	14.1%	22.3%	15.2%	3.8%	2.2%	6.5%	4.3%	4.3%	1.1%	3.8%	0.0%	0.5%	1.1%	0.5%	0.5%
転出	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	452	23	10	7	68	94	66	37	18	18	24	25	24	15	3	8	2	5	3	2
	100.0%	5.1%	2.2%	1.5%	15.0%	20.8%	14.6%	8.2%	4.0%	4.0%	5.3%	5.5%	5.3%	3.3%	0.7%	1.8%	0.4%	1.1%	0.7%	0.4%
男	269	10	6	3	44	43	40	19	11	15	16	21	19	12	1	5	2	2	0	0
	100.0%	3.7%	2.2%	1.1%	16.4%	16.0%	14.9%	7.1%	4.1%	5.6%	5.9%	7.8%	7.1%	4.5%	0.4%	1.9%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%
女	183	13	4	4	24	51	26	18	7	3	8	4	5	3	2	3	0	3	3	2
	100.0%	7.1%	2.2%	2.2%	13.1%	27.9%	14.2%	9.8%	3.8%	1.6%	4.4%	2.2%	2.7%	1.6%	1.1%	1.6%	0.0%	1.6%	1.6%	1.1%
転入超過	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	14	11	7	-1	-21	-40	11	20	10	-3	11	12	4	-6	11	-7	-1	-2	-1	-1
男	13	10	1	1	-7	-15	-4	10	10	-4	7	8	1	-5	6	-4	-2	-1	1	0
女	1	1	6	-2	-14	-25	15	10	0	1	4	4	3	-1	5	-3	1	-1	-2	-1

総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2021年）に基づく、年齢別（5歳階級）・男女別の転入数・転出数・転入超過数

海士町の令和3年住民基本台帳の転入・転出の状況

転入	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	171	8	6	3	39	36	24	18	10	4	8	5	0	4	1	2	1	0	1	1
	100.0%	4.7%	3.5%	1.8%	22.8%	21.1%	14.0%	10.5%	5.8%	2.3%	4.7%	2.9%	0.0%	2.3%	0.6%	1.2%	0.6%	0.0%	0.6%	0.6%
男	83	4	5	2	16	18	14	8	4	2	4	3	0	2	0	1	0	0	0	0
	100.0%	4.8%	6.0%	2.4%	19.3%	21.7%	16.9%	9.6%	4.8%	2.4%	4.8%	3.6%	0.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
女	88	4	1	1	23	18	10	10	6	2	4	2	0	2	1	1	1	0	1	1
	100.0%	4.5%	1.1%	1.1%	26.1%	20.5%	11.4%	11.4%	6.8%	2.3%	4.5%	2.3%	0.0%	2.3%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	1.1%	1.1%
転出	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	133	2	2	1	31	26	16	7	2	6	5	7	2	3	1	2	1	2	10	7
	100.0%	1.5%	1.5%	0.8%	23.3%	19.5%	12.0%	5.3%	1.5%	4.5%	3.8%	5.3%	1.5%	2.3%	0.8%	1.5%	0.8%	1.5%	7.5%	5.3%
男	58	0	2	1	11	8	7	5	2	5	3	3	2	2	1	1	0	1	3	1
	100.0%	0.0%	3.4%	1.7%	19.0%	13.8%	12.1%	8.6%	3.4%	8.6%	5.2%	5.2%	3.4%	3.4%	1.7%	1.7%	0.0%	1.7%	5.2%	1.7%
女	75	2	0	0	20	18	9	2	0	1	2	4	0	1	0	1	1	1	7	6
	100.0%	2.7%	0.0%	0.0%	26.7%	24.0%	12.0%	2.7%	0.0%	1.3%	2.7%	5.3%	0.0%	1.3%	0.0%	1.3%	1.3%	1.3%	9.3%	8.0%
転入超過	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	38	6	4	2	8	10	8	11	8	-2	3	-2	-2	1	0	0	0	-2	-9	-6
男	25	4	3	1	5	10	7	3	2	-3	1	0	-2	0	-1	0	0	-1	-3	-1
女	13	2	1	1	3	0	1	8	6	1	2	-2	0	1	1	0	0	-1	-6	-5

総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2021年）に基づく、年齢別（5歳階級）・男女別の転入数・転出数・転入超過数

西ノ島町の令和3年住民基本台帳の転入・転出の状況

転入	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	124	4	3	3	4	29	19	12	10	7	10	2	5	3	1	2	0	2	1	7
	100.0%	3.2%	2.4%	2.4%	3.2%	23.4%	15.3%	9.7%	8.1%	5.6%	8.1%	1.6%	4.0%	2.4%	0.8%	1.6%	0.0%	1.6%	0.8%	5.6%
男	69	3	0	3	2	13	13	8	6	3	7	2	5	2	0	0	0	1	0	1
	100.0%	4.3%	0.0%	4.3%	2.9%	18.8%	18.8%	11.6%	8.7%	4.3%	10.1%	2.9%	7.2%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	1.4%
女	55	1	3	0	2	16	6	4	4	4	3	0	0	1	1	2	0	1	1	6
	100.0%	1.8%	5.5%	0.0%	3.6%	29.1%	10.9%	7.3%	7.3%	7.3%	5.5%	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%	3.6%	0.0%	1.8%	1.8%	10.9%
転出	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	139	11	4	1	8	23	21	14	11	11	8	6	7	3	0	1	0	2	5	3
	100.0%	7.9%	2.9%	0.7%	5.8%	16.5%	15.1%	10.1%	7.9%	7.9%	5.8%	4.3%	5.0%	2.2%	0.0%	0.7%	0.0%	1.4%	3.6%	2.2%
男	79	4	2	0	6	15	10	5	8	9	6	3	4	2	0	1	0	1	2	1
	100.0%	5.1%	2.5%	0.0%	7.6%	19.0%	12.7%	6.3%	10.1%	11.4%	7.6%	3.8%	5.1%	2.5%	0.0%	1.3%	0.0%	1.3%	2.5%	1.3%
女	60	7	2	1	2	8	11	9	3	2	2	3	3	1	0	0	0	1	3	2
	100.0%	11.7%	3.3%	1.7%	3.3%	13.3%	18.3%	15.0%	5.0%	3.3%	3.3%	5.0%	5.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	5.0%	3.3%
転入超過	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	-15	-7	-1	2	-4	6	-2	-2	-1	-4	2	-4	-2	0	1	1	0	0	-4	4
男	-10	-1	-2	3	-4	-2	3	3	-2	-6	1	-1	1	0	0	-1	0	0	-2	0
女	-5	-6	1	-1	0	8	-5	-5	1	2	1	-3	-3	0	1	2	0	0	-2	4

総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2021年）に基づく、年齢別（5歳階級）・男女別の転入数・転出数・転入超過数

知夫村の令和3年住民基本台帳の転入・転出の状況

転入	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	35	2	0	1	0	6	3	4	4	3	4	1	1	3	1	0	0	1	1	0
	100.0%	5.7%	0.0%	2.9%	0.0%	17.1%	8.6%	11.4%	11.4%	8.6%	11.4%	2.9%	2.9%	8.6%	2.9%	0.0%	0.0%	2.9%	2.9%	0.0%
男	23	2	0	0	0	6	0	3	2	3	3	1	1	1	0	0	0	0	1	0
	100.0%	8.7%	0.0%	0.0%	0.0%	26.1%	0.0%	13.0%	8.7%	13.0%	13.0%	4.3%	4.3%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%
女	12	0	0	1	0	0	3	1	2	0	1	0	0	2	1	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	25.0%	8.3%	16.7%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%
転出	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	51	7	2	2	5	9	2	5	3	2	3	3	2	2	0	1	0	2	1	0
	100.0%	13.7%	3.9%	3.9%	9.8%	17.6%	3.9%	9.8%	5.9%	3.9%	5.9%	5.9%	3.9%	3.9%	0.0%	2.0%	0.0%	3.9%	2.0%	0.0%
男	24	4	1	0	1	5	1	2	1	1	1	3	1	2	0	0	0	1	0	0
	100.0%	16.7%	4.2%	0.0%	4.2%	20.8%	4.2%	8.3%	4.2%	4.2%	4.2%	12.5%	4.2%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%
女	27	3	1	2	4	4	1	3	2	1	2	0	1	0	0	1	0	1	1	0
	100.0%	11.1%	3.7%	7.4%	14.8%	14.8%	3.7%	11.1%	7.4%	3.7%	7.4%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	3.7%	3.7%	0.0%
転入超過	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	-16	-5	-2	-1	-5	-3	1	-1	1	1	1	-2	-1	1	1	-1	0	-1	0	0
男	-1	-2	-1	0	-1	1	-1	1	1	2	2	-2	0	-1	0	0	0	-1	1	0
女	-15	-3	-1	-1	-4	-4	2	-2	0	-1	-1	0	-1	2	1	-1	0	0	-1	0

総務省「住民基本台帳人口移動報告」（2021年）に基づく、年齢別（5歳階級）・男女別の転入数・転出数・転入超過数

国勢調査による特定有人国境離島地域の島ごとの人口

(単位：人)

都道府県	市町村名	島名	H22	H27	R2
北海道	礼文町	礼文島	3,078	2,773	2,509
	利尻町	利尻島	2,590	2,303	2,004
	利尻富士町		3,037	2,787	2,458
	奥尻町	奥尻島	3,033	2,690	2,410
東京都	三宅村	三宅島	2,676	2,482	2,273
	御蔵島村	御蔵島	348	335	323
	八丈町	八丈島	8,231	7,613	7,042
	青ヶ島村	青ヶ島	201	178	169
新潟県	佐渡市	佐渡島	62,727	57,255	51,492
石川県	輪島市	舳倉島	110	105	66
島根県	隠岐の島町	島後	15,521	14,608	13,433
	海士町	中ノ島	2,374	2,353	2,267
	西ノ島町	西ノ島	3,136	3,027	2,788
	知夫村	知夫里島	657	615	634
山口県	萩市	見島	963	864	689
長崎県	対馬市	対馬島	34,230	31,301	28,374
		海栗島	70	64	51
		泊島	10	9	9
		赤島	46	13	25
		沖ノ島	21	39	18
		島山島	30	31	25
	壱岐市	壱岐島	28,941	26,750	24,678
		若宮島	14	14	15
		原島	117	100	71
		長島	148	116	91
		大島	157	123	93
	佐世保市	宇久島	2,575	2,179	1,879
		寺島	16	8	9
	小値賀町	六島	23	納島に含む	1
		野崎島	1	納島に含む	1
		納島	29	30	21
		小値賀島	2,432	2,229	2,015
		黒島	69	54	38
		大島	77	65	61
	西海市	斑島	218	182	151
江島		169	124	100	
平島		244	201	143	

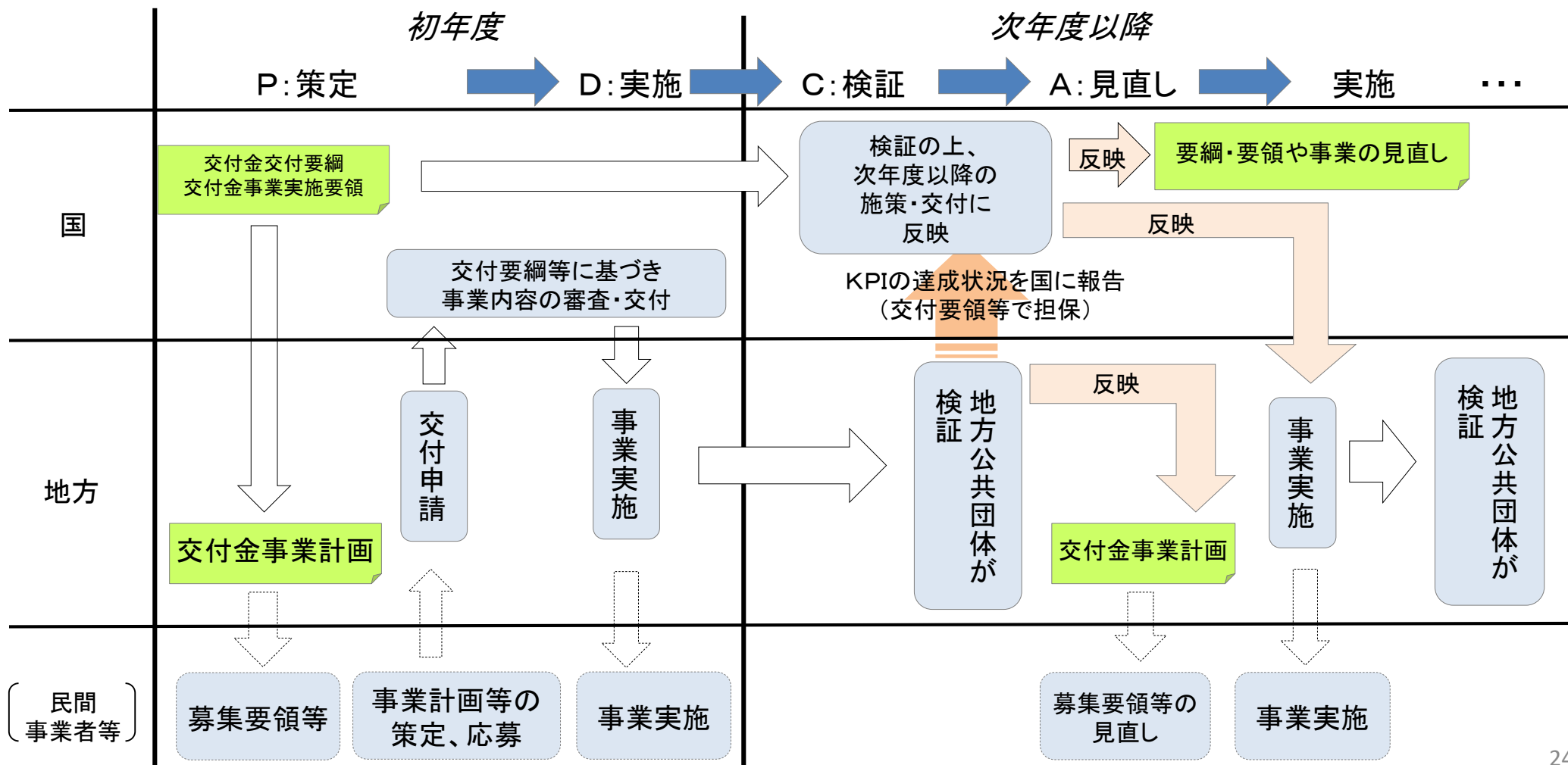
都道府県	市町村名	島名	H22	H27	R2
長崎県	新上五島町	中通島	20,167	18,121	16,112
		頭ヶ島	17	15	14
		桐ノ小島	7	中通島に含む	6
		若松島	1,661	1,402	1,218
		日ノ島	48	38	27
		有福島	139	112	100
		漁生浦島	35	30	26
	五島市	奈留島	2,776	2,246	1,927
		前島	31	23	23
		久賀島	395	302	255
		蔵小島	9	久賀島に含む	9
		椀島	176	129	95
		福江島	36,979	34,419	31,945
		赤島	10	14	10
		黄島	45	41	32
		黒島	10	2	1
		島山島	30	17	15
鹿児島県	薩摩川内市	嵯峨島	161	134	79
		上甕島	2,488	2,174	1,862
		中甕島	308	224	186
	西之表市	下甕島	2,780	2,321	1,935
		種子島	16,940	15,967	14,706
		種子島	8,696	8,135	7,539
	南種子町	馬毛島	6,218	5,745	5,445
		馬毛島	11	0	2
	屋久島町	屋久島	13,437	12,913	11,765
		口永良部島	152	0*	93
	三島村	竹島	83	87	72
		硫黄島	127	130	139
		黒島	208	190	194
十島村	口之島	138	159	103	
	中之島	143	171	146	
	諏訪之瀬島	52	73	78	
	平島	81	71	107	
	悪石島	72	79	90	
	小宝島	54	55	69	
	宝島	117	148	147	
特定有人国境離島地域合計			293,120	269,307	244,998

※H27の口永良部島は噴火のため0人

※「平成22年、27年、令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

効果検証の仕組み

- 国及び有人国境離島地域を含む都道府県は、毎年度、その保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のための措置の実施状況を確認し、緊密に情報を共有することとしている。
- 地域社会の維持のための措置については、PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行うなど、施策の効果検証を実施することとしている。



○特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係るKPIの設定状況(新潟県佐渡)の事例

項目	区分	指標	基準値	前期			後期	
				目標	実績(R2)	達成・未達成の分析	目標	設定理由
	人口流出抑制	社会動態における人口移動数	▲180人(R2)	社会動態における人口移動数を0人に増加させる	▲180人(R2)	社会減は、高校卒業後の進学による転出が著しく、進学を機に島外で就職し島に戻る者が少ないことによる若年層の流出が大きな要因	0人	地域を支える多様な人材の確保のため、社会動態における人口移動数(社会減)ゼロを目指す(佐渡市総合計画に成果指標として設定)。
交通	航路・航空路の運賃	航路利用者数	156万人(H27)	200万人	76万人(R2)	未達成:新型コロナウイルスの感染拡大に伴う減	200万人	アフターコロナで航路利用者数が回復し、佐渡金山の世界遺産登録を見据え、増加する目標とした
		航空路利用者数	なし	2万人	なし	未達成:航空路が再開できなかった	10万人	・首都圏便 ATR機48人×搭乗率80%×4便(2往復)×365日=56,064人 ・新潟便 ATR機48人×搭乗率60%×4便(2往復)×365日=42,048人
	物資の流通効率化及び輸送コスト軽減	コシヒカリの海上輸送(出荷)量	11,776トン(H27)	13,662トン	13,602トン	未達成:気象条件によるもの	13,662トン	目標を維持
産業		主要農産物の販売額	5,826百万円	6,400百万円	6,065百万円	未達成:気象条件によるもの	6,400百万円	目標を維持
		新規就農者数	14人/年	34人/年	15人/年	未達成:就農相談から経営定着まできめ細やかな支援が必要となるものであり、コンスタントに毎年10人以上の実績があがっているものの、未だ目標値には届いていない	20人/年	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」記載の目標に合わせて年間20人とした。
		【前期】農商工連携又は6次産業化を行う企業・団体数	1件	10件	6件	未達成:地域社会維持推進交付金(雇用拡充)が創設されたことにより、年間1~2件程度の増加が見込めると考えていたが、実態が伴わなかった		(指標の変更理由) 旧指標は雇用機会拡充事業によって第二創業が増えることを想定して設定したものであるが、実態が伴っていないため
		【新規】支援した漁業就業希望者	5人				14人	計画本文の見直しにより、新規漁業就業者の確保が新規に加わったため、「支援した漁業就業希望者(研修生)(人)」をKPIとした。支援は令和2年度から開始しており、10年で20人の支援が目標。
		漁獲量	7,300トン	7,500トン	5,050トン	未達成:漁業者の減少及び漁獲資源の減少、新型コロナウイルスの影響による操業自粛が要因	5,500トン	H30~R2の平均により算出。漁獲量は全国的に減少傾向にあるため、直近3か年の基準で維持を目指すもの。
		黒毛和牛飼育頭数	371頭	780頭	958頭	達成:個体カウントの方法(月齢のとらえ方)変更によるもの	1,000頭	畜産クラスター計画を加味し、目標値を維持
		黒豚の出荷頭数	465頭	680頭	523頭	未達成:未達成ではあるが、新型コロナウイルスによる島内宿泊施設の需要減を、アンテナショップやネット販売、テイクアウトへ迅速に切替えたことで出荷を後押しする結果になったと考えられる	680頭	現在の出荷頭数を加味し、目標値を維持

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持にかかるKPIの設定状況(新潟県佐渡)の事例

項目	区分	指標	基準値	前期			後期	
				目標	実績(R2)	達成・未達成の分析	目標	設定理由
雇用・就業		【前期】起業・規模拡大を含めた第二創業等数	10件	150件	74件	未達成:未達成ではあるが、雇用機会拡充事業における周知と事前相談会の開催が効果を発揮しているものと推察される		(指標の変更理由) 旧指標は事業者数であったが、より直接的な成果指標(雇用機会拡充事業による雇用者数)としてKPIを変更するもの
		【変更】創業及び事業拡大に伴う雇用人数	211人				556人	R3の実績見込306人から5年間で毎年50名増加を目標
		【前期】中小企業人材向上支援事業補助金を活用し資格等を取得した事業所数	42社/年	65社/年	41社/年	未達成:新型コロナの影響により島外での講習等への参加が難しくなったことが影響しているものと推察される。		(指標の変更理由) 旧指標は事業所数の指標であったが、本文との整合として、人数の方が望ましいため
		【変更】支援事業を活用し資格等を取得した人数	240人/年				300人/年	R3から5年間で毎年10名増加を目標
観光・交流	観光地域づくり法人(DMO)を中心とした滞在交流観光の推進	リピート率	39.0%	57.0%	41.4%	未達成:未達成ではあるが、前年度からは上昇している。さどまる倶楽部会員を対称にしたキャンペーンの開催が関係人口の増加に繋がり、滞在交流型観光の推進もあいまってリピート率向上に寄与していると思われる	47.0%	R3から5年間で毎年1ポイント増加を目標
		観光客一人当たり消費額	50,618円	55,000円	49,578円	未達成:未達成ではあるが、「Go Toトラベルキャンペーン」等による割引が宿泊費等の負担軽減として表れたものであると思われる。一方、施設入場料等の一人当たり消費額は上昇傾向にあり、体験メニュー等の充実が消費拡大につながっている可能性がある。	55,000円	人口減による経済的損失の一部を観光外貨で補うために消費単価を向上させていくと仮定し、目標値を設定
		佐渡観光旅館連盟加入旅館延べ宿泊数	308,191泊/年	492,000泊/年	154,354泊/年	未達成:新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて入込客数が半数近くに減少	350,000泊/年	R4にコロナ禍前の290,000人泊まで回復させ、毎年20,000人泊(重点月:7月・9月)増加を目指す
		外国人宿泊数	5,514泊/年	27,350泊/年	959泊/年	未達成:新型コロナウイルス感染症の影響による海外からの渡航制限による	28,000泊/年	R4にコロナ禍前までの20,000人泊まで回復させ、毎年2,000人泊(全体20,000人泊×10%、重点月9月~12月)増加を目指す
	受入体制の充実	満足度	19.7%	35.0%	29.2%	未達成:未達成ではあるが、好調だった前年度をさらに上回っており、一定の効果が現れているところである。体験メニュー等の充実が消費や満足度の向上につながっている可能性がある。	35.0%	R3から5年間で毎年1ポイント増加を目標
	移住・定住促進	【前期】若者定住支援数	24人/年	80人/年	295人/年	達成:Uターンサポートセンターと連携し、佐渡暮らしについて情報発信を実施したため		(指標の変更理由) 旧指標は相談件数をカウントしたものであるが、R2年度から転入届の様式変更により、移住者の集計を開始したため、より直接的な成果指標としてKPIを変更するもの
		【新規】若者(40歳未満)のUターン数	295人/年				350人/年	R2実績において若者移住者の割合は58%であり、R8の移住者数の目標600人/年の6割を若者移住者数とした
		新規空き家情報登録件数	37件/年	40件/年	55件/年	達成:島内外で開催した空き家相談会が功を奏し、前年度実績から登録件数が大きく増加した	70件/年	空き家の数はここ5年で約1.8倍と大きく増加しているところであるが、そのうち移住者向けに活用可能な件数は限られている。空き家の全国バンクへの移行を進めることで成約件数の増加を図り、空き家バンクへの登録促進を進め、年間70件程度の新規登録数を見込んだ

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持にかかるKPIの設定状況（島根県隠岐諸島）の事例

区分	指標	単位	基準値	前期			後期		
				目標	実績(R2)	達成・未達成の分析	目標	設定理由	理由
人口流出抑制・人口流入施策	住民基本台帳に基づく社会増減（年）	人	▲74	▲37	▲122	各年度目標未達成。H29～R1までは社会増減の減少幅が縮小していたが、R2で大きくKPIを下回った。R2は転勤や退職・家族の事情に伴う転出が例年より多かったことが要因。	▲18	平成21年～令和2年までの社会増減の実績から推計した数値	
農林水産品等の生産・販路拡大	主要農水産物生産額	百万円	9,660	11,012	8,410	各年度目標未達成。消費低迷による販売価格の下落や木材需要の減少、中高級魚種の漁獲量の減少など販売額が減少傾向。	9,452	【農業】米・肥育牛は横ばい、園芸作物・子牛は産地創生事業の目標値 【林業】原木、製品はR6までは各林業事業体・製材工場の計画値を集計、R7年以降は+3%/年、シイタケは横ばい 【水産業】沿岸自営漁業は農林水産基本計画の目標値から地域割により算出、企業の漁業は横ばい、一部事業実施効果分上乗せ	
農林水産業の担い手確保	農林水産業就業者数（累計/年度）	人	22	126	130	各年度目標達成。経営モデル、研修受入先等の支援制度、住居などをパッケージ化した就農支援プログラムや林業・水産業事業体による積極的な求人活動、高校訪問、農林大学等でのPR活動が奏功した。	15	【農業】産地創生事業の目標値（地産地消水田園芸：2人/5年、肉用牛3人/年） 【林業】各林業事業体の採用計画を元に設定（R4～6年度：6人/年、R7～8年度：7人/年） 【水産業】農林水産基本計画の目標値（沿岸自営漁業者15人/年）を地域割で算出、5人/年 ○前期計画では、H29年度からの累計であったが、後期計画では、単年度ごとの目標値へ変更 ○農林水産基本計画（R2～R6）に合わせ、農業及び水産業のKPIを次のとおり変更 ①農業 前期（H29～R3）：新規自営就農者＋新規雇用就農者 後期（R4～R8）：新規自営就農者のみに限定 ②水産業 前期（H29～R3）：新規沿岸自営漁業者＋新規企業の漁業就業者 後期（R4～R8）：新規沿岸自営漁業者のみに限定 ※林業については変更なし 前期（H29～R3）：新規雇用者数 後期（R4～R8）：新規雇用者数	
	【新規】漁業者数5人以上の沿岸漁業集落数	集落					48	漁業の協業化等の効率的な生産体制を構築して水揚げアップに取り組むため、各沿岸漁業集落に漁業者が5人以上いる形で維持し、漁村の維持と沿岸漁業の振興を図る	
	【新規】中山間地域等直接支払制度の取組面積	ha					661	共同活動や個々の農家の営農を下支えし、離島地域の農村集落の維持に寄与することを目的に、広域化や事務の外部委託等により、取組面積を維持する	

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持にかかるKPIの設定状況（島根県隠岐諸島）の事例

区分	指標	単位	基準値	前期			後期	
				目標	実績(R2)	達成・未達成の分析	目標	設定理由
創業・事業拡大促進施策	新規雇用者数（累計/年度）	人	190	205	178	各年度目標未達成。しかし、R2はR1に比べ20人雇用増。交付金を活用した創業や事業拡大をした事業者による取組の経済効果が新規雇用者の増加までには波及しきれていない。R2はコロナ禍で雇用増が出たこともあり、今後は町村や商工団体と連携し、収益向上に向けた支援やUIターンイベントを活用した島内外の求職者へPR等の活動を継続していく。	210	「島根創生計画」事務事業評価のKPIを使用
	【新規】雇用機会拡充事業を活用した事業者の各年度末の実雇用者数	人					280	雇用拡充事業を活用した事業者において、事業の成果として雇用された者の当該年度末時点での実雇用人数
滞在型観光促進施策	宿泊客延べ数	千人泊	109	122	63	各年度目標未達成。団体旅行客の減少・島内バス事業者の廃業（知夫村）・宿泊施設の減少、コロナの影響などもあったが、シーカヤック・トレッキング・牛の散歩など島内ならではの体験コンテンツを追加することで企画乗船券の利用者は年々増加傾向にあり、今後も継続していく。	106	「島根創生計画」事務事業評価のKPIを使用 ※今後の観光振興施策において、「withコロナの中で取り組んで行く」考えから、R4年度値においても各年度と同じく年間0.4%増で設定
	推定入島客数	千人	123	146	66		150	隠岐観光協会が策定している中長期ビジョン(R2.3策定)の目標値（推定観光客数）の伸び率から算出 ※今後の観光振興施策において、「withコロナの中で取り組んで行く」考えから、R4年度値においても各年度と同じく年間0.55%増で設定
人の往来・交流拡大施策	航路輸送旅客数	千人	219	221.2	130.3	各年度目標未達成。運賃低廉化事業を開始したH29~30は利用者が増加したが、目標値までは及ばなかった。その後コロナの影響もあり、大幅に減少した。	210.4	平成30年度の実績
	航空路輸送旅客数	千人	6.6	7.5	8.2		13	H31年3月～R2年2月の実績とする。なお、R1年7月から機材が大型化したことに伴う利用者数増加分を加味

総合海洋政策推進事務局の位置づけについて

我が国の海洋に関する諸施策は、海洋基本法及び海洋基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進

海洋基本法の成立(平成19年4月20日)

《 推進体制 》

内閣

総合海洋政策本部

本部長：総理大臣
副本部長：官房長官・海洋政策担当大臣
本部員：本部長・副本部長以外の全ての
閣僚大臣

- ・海洋基本計画の作成、実施の推進
- ・関係行政機関の施策の総合調整 等



参与会議

- ・12名以内の有識者(総理任命)をもって組織
- ・重要事項について審議し、本部長に意見を述べる

内閣府 総合海洋政策推進事務局

《 海洋基本計画 》

策定の経緯

おおむね5年ごとに、見直しを行い、
必要な変更を加える

第1期 海洋基本計画
(平成20年3月 閣議決定)

第2期 海洋基本計画
(平成25年4月 閣議決定)

第3期 海洋基本計画
(平成30年5月 閣議決定)

第4期 海洋基本計画
(令和5年4月 閣議決定)

構成

はじめに

第一部

海洋政策のあり方

- ・取組状況、最近の情勢
- ・計画の策定及び実施に関し
十分に認識すべき事項
- ・海洋に関する施策についての基本的な方針

第二部

海洋に関する施策に関し、政府が
総合的かつ計画的に講ずべき措置

第三部

海洋に関する施策を 総合的かつ 計画的に
推進するために必要な事項

- ・海洋政策を推進するためのガバナンス
- ・関係者の責務及び相互の連携
- ・施策に関する情報の積極的な公表